

都市計画決定原案の 閲覧と公聴会

藤岡市新火葬場建設に係る都市計画の決定原案がまとまりました。

都市計画原案 藤岡都市計画

火葬場の決定

原案の閲覧

日時 9月6日(火)～20日(火)土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

会場 市役所都市計画課

公聴会

日時 9月29日(木)午後2時

会場 市役所東庁舎

内容 公述人の意見発表

※公述人がいない場合、公聴会は開催しません

公述人の受け付け 公聴会で意見の発表を希望する人は、9月20日(火)(必着)までに公述申出書(書式不問)に住所・氏名・年齢・職業・電話番号、原案についての利害関係および意見の要旨(400字以内)を記載して直接または郵送で〒375-8601(住所記載不要)市役所都市計画課へ

公述人の選定 公述の希望者で同じ趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定して本人に通知します

問い合わせ 都市計画課(☎402824)

大規模な土地取引には 届け出が必要です

一定面積以上の土地取引を行った場合には、購入者は市町村を経由して県知事に届け出を行う必要があります。

対象面積 ▽市街化区域内 2000㎡以上 ▽市街化区域以外の都市計画区域内 5000㎡以上 ▽都市計画区域外 1万㎡以上

届出 売買契約を締結した日から起算して14日以内に都市計画課へ

問い合わせ 県地域創生課(☎027・226・2366)・都市計画課(☎402824)

扶養親族等申告書の送付

日本年金機構では、所得税の課税対象となる人に「扶養親族等申告書」を送付しています。令和5年分は9月下旬に順次送付する予定です。申告書が届いたら、同封している申告書に必要な事項を記入し、

返信用封筒に切手を貼って投函してください。

対象 所得税の課税対象となる人▽65歳未満 11年金収入が年間108万円以上▽65歳以上 11年金収入が年間158万円以上

問い合わせ 扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル(☎0570・081・240)・保険年金課(☎402259)

土地価格無料相談会

10月は土地月間です。土地は私たちにとって貴重な資源であり、日常生活や経済活動に欠かせない基盤です。土地についての理解を深めるため、無料相談会を開催します。

日時 10月3日(月)午前10時～午後3時

会場 市役所本庁舎

内容 不動産鑑定士が土地・建物価格や地代、家賃などの相談に応じます

問い合わせ 県地域創生課(☎027・226・2366)・県不動産鑑定士協会(☎027・243・3077)・都市計画課(☎402824)

返信用封筒に切手を貼って投函してください。

「広報ふじおか」アンケートにご協力ください

市民の皆さんと行政を結ぶ「広報ふじおか」がより分かりやすく、皆さんのニーズに合ったものとなるよう、意見や要望をお聞かせください。お聞きした意見や要望は「広報ふじおか」紙面作りの参考にさせていただきます。

回答方法 ▽市ホームページに掲載しているアンケートフォームから回答 ▽市役所市民相談室・鬼石総合支所に設置したアンケート用紙に記入し、その場に設置した投函箱に投函

締め切り 10月31日(月)

その他 ▽アンケート結果は広報ふじおかで発表予定です ▽個々の意見に対する回答はいたしません
問い合わせ 秘書課(☎402208)



市ホームページアンケートフォーム

高齢者向け 消費生活特別相談

消費生活センターでは、関

東甲信越ブロック悪質商法被害防止キャンペーンの一環として、高齢者向け特別相談を実施します。消費生活に関するトラブルの相談を受け付けますので、困ったときには一人で悩まず、相談してください。

日時 9月20日(火)・21日(水)午前9時～午後4時

対象 市内在住の65歳以上の人

インターネット専用 宝くじ「クイックワン」

宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業などに役立てられています。購入方法や賞金条件については宝くじ公式サイト(下記2次元コード)を確認してください。

発売期間 通年販売



宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業などに役立てられています。購入方法や賞金条件については宝くじ公式サイト(下記2次元コード)を確認してください。

宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業などに役立てられています。購入方法や賞金条件については宝くじ公式サイト(下記2次元コード)を確認してください。

宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業などに役立てられています。購入方法や賞金条件については宝くじ公式サイト(下記2次元コード)を確認してください。

めぐる 神流線・美土里線の実証実験延長について

問い合わせ 地域安全課(☎402245)

神流線・美土里線の実証実験が10月から延長されます。それに伴い、両路線で運行ルートや時刻表の見直しを行ったほか、定められた区間であれば、任意の場所でバスを停車できるフリー降車制度を取り入れました。より利便性の高いバス路線に生まれ変わりますので、地域住民以外の人にもぜひ利用してください。

運行開始日 ▽神流線=10月3日(月) ▽美土里線=10月1日(土)

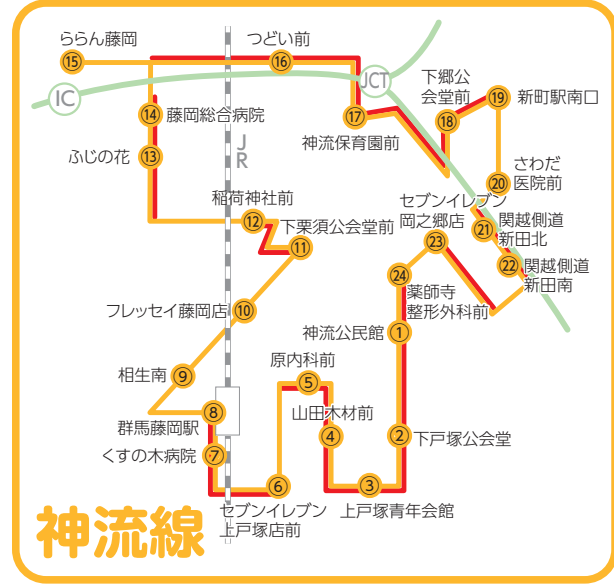
内容 ▽神流線=午前7時50分から1日8便運行(1便50分)、月・水・金曜日運行 ▽美土里線=午前7時50分から1日7便運行(1便60分)、火・木・土曜日運行

※年末年始(12月29日～1月3日)は運休

定員 9人(定員を超える場合には後続便が手配されます)

料金 1乗車100円

※赤線部分はフリー乗車区間です



9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物とは

屋外で継続して公衆に向け表示・設置される看板、広告板、貼り紙や建物・工作物などに表示されるものをいいます。

広告物のイメージ



屋外広告物のルール

市では屋外広告物がまちの景観を損ねたり交通を妨げたりしないよう「屋外広告物条例」を

制定し、広告物を表示・設置する基準や表示することができない区域などを定めています。

屋外広告物を表示・設置する際は、原則事前に市の許可が必要です。既に屋外広告物を表示・設置している広告主は許可を受けているか広告業者に確認し、受けていない場合は許可申請をするか除去してください。

詳細は市ホームページで「屋外広告物の手引」を見てください。また許可基準、個別基準などは問い合わせてください。

管理は適正に

屋外広告物が適正に管理されていないと、老朽化や強風により落下や倒壊の危険性が高まります。定期的に安全点検を行い、適正な状態に保ちましょう。

問い合わせ 都市計画課(☎402824)